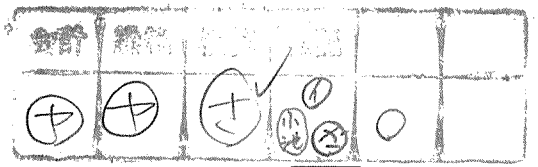
（その１）

収　支　報　告　書



※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　にじゅういっせいきこんわかい

1　政治団体の名称　２１世紀懇話会

2　主たる事務所の所在地　東京都港区芝大門１－１０－１
全国たばこビル６Ｆ三報（株）内

3　代表者の氏名　佐々木　俊一

4　会計責任者の氏名　佐々木　俊一

5　平成　３０　年分

団体コード	1 1 5 0 1 0 0 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	２２，６７２，９３２ 円

事務担当者の氏名　木　村　晴　男

電話番号　03-3508-7407

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　＿＿＿＿＿＿（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　＿＿＿＿＿＿

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　木村　次郎
公職の種類　衆議院議員（現）・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付　1.6.10　収支公開室　第　号

3105 号　1.5.21　東京都選挙管理委員会事務局

受付	審査	確認	消込

1733　1041100

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	45,997,933
（前年からの繰越額）	22,672,932
（本年の収入額）	23,325,001
支　出　総　額	42,366,752
翌年への繰越額	3,631,181

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
木村次郎君を励ます会	10,620,000	平成30年5月16日　憲政記念館（東京都千代田区永田町）
木村次郎君の政経フォーラム	12,705,000	平成30年9月29日　ホテルニューキャッスル（弘前市上鞘師町）
合　　計	23,325,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
1 件 10 万 円 未 満 の も の	1	
合　　計	1	

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
木村次郎君を励ます会	10,620,000	328	H30/5/16	憲政記念館(東京都千代田区永田町)	
木村次郎君の政経フォーラム	12,705,000	650	H30/9/29	ホテルニューキャッスル(弘前市上鞘師町)	
合計	23,325,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	11,448	0	
小計	11,448	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,354,440	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	4,354,440	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	38,000,864	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	42,355,304	0	
合計	42,366,752		

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
その他の支出	11,448				
合計	11,448				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				木村次郎君を励ます会	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送料	15,744	H30/4/20	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	22,992	H30/4/23	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	43,870	H30/4/23	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
筆耕料	51,526	H30/5/7	(有)筆光社	東京都港区西新橋2-13-14　新佐久間ビル3Ｆ	
会場代	30,160	H30/5/15	憲政記念会館	東京都千代田区永田町1-1-1	
会議代	71,172	H30/5/16	(株)ラムラ大地の恵み北海道永田町店	東京都中央区日本橋大伝馬町10-8　タキトミビル	
印刷代	72,429	H30/5/30	(有)進藤印刷所	青森県弘前市大富町17-2	
会場代	826,016	H30/5/31	(株)霞ガーデン	東京都千代田区永田町1-1-1　憲政記念会館	
看板代	43,740	H30/5/31	(株)コサイン東京	東京都品川区東大井2-6-1	
印刷代	412,560	H30/6/5	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
その他の支出	122,288				
合計	1,712,497				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				木村次郎君の政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	77,760	H30/5/29	㈲進藤印刷所	青森県弘前市大富町17-2	
郵送料	40,836	H30/6/8	日本郵便㈱弘前郵便局	青森県弘前市北互ケ町18-1	
弁当代	50,000	H30/7/14	おむすびころりん	青森県弘前市北横町4-1	
人件費	64,000	H30/7/31	窪田　多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36	
人件費	20,800	H30/7/31	佐々木　由美子	青森県弘前市田園２丁目6-2	
人件費	12,000	H30/8/3	窪田　多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36	
人件費	12,000	H30/8/3	佐々木　由美子	青森県弘前市田園２丁目6-2	
宿泊料	22,000	H30/8/7	旅館　江戸川	青森県弘前市本町99	
宿泊料	15,000	H30/8/7	㈱ユートピアあいのり	青森県平川市碇ヶ関西碇ヶ関185	
印刷代	1,271,160	H30/8/8	㈱笹軽印刷	青森県弘前市本町76-2	
郵送料	113,570	H30/8/10	日本郵便㈱弘前郵便局	青森県弘前市北互ケ町18-1	
レンタル料	40,000	H30/8/27	㈱トヨタレンタリース青森	青森県青森市新田三丁目6-4	
宿泊代	94,140	H30/8/27	弘前東栄ホテル	青森県弘前市土手町166	
郵送料	63,656	H30/8/27	日本郵便㈱弘前郵便局	青森県弘前市北互ケ町18-1	
宿泊代	15,600	H30/8/29	ホテルニューグリーン	青森県むつ市本町1-4	
郵送料	16,380	H30/9/10	日本郵便㈱弘前郵便局	青森県弘前市北互ケ町18-1	
品代	16,900	H30/9/28	キタエアップル㈱	青森県弘前市境関字西田34-2	
事務用品代	21,110	H30/9/28	パッケージプラザコバヤシ弘前店	青森県弘前市和徳町52	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				木村次郎君の政経フォーラム	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
司会料	20,000	H30/9/29	伊藤　弘子	青森県五所川原市大字太打字常盤3-4	
会場代	427,960	H30/10/2	㈱ホテルニューキャッスル	青森県弘前市上鞘師町24-1	
幕代	41,040	H30/10/5	㈱エーアイサイン	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡82-1	
宿泊代	11,320	H30/10/6	弘前東栄ホテル	青森県弘前市土手町166	
資料代	123,120	H30/10/23	㈲新和印刷	青森県弘前市城東北３丁目13-10	
その他の支出	51,591				
合計	2,641,943				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	10,000,000	H30/1/17	あすなろ２１懇話会	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第二議員会館809号室	
寄附金	10,000,000	H30/2/23	あすなろ２１懇話会	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第二議員会館809号室	
寄附金	8,000,000	H30/7/20	あすなろ２１懇話会	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第二議員会館809号室	
寄附金	10,000,000	H30/12/10	あすなろ２１懇話会	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第二議員会館809号室	
その他の支出	864				
合計	38,000,864				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成31年　4月　30日

政治団体の名称　２１世紀懇話会

会計責任者の氏名　佐々木　　俊一　　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成３１年４月２６日

２１世紀懇話会
代表　佐々木　俊一　殿

登録政治資金監査人　遠藤幸子
登　録　番　号　第　８６１　号
研修修了年月日　平成２１年４月２２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、２１世紀懇話会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、２１世紀懇話会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、２１世紀懇話会の従たる事務所（東京都千代田区永田町２－１－２衆議院第２議員会館８０９号室）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては２１世紀懇話会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

２１世紀懇話会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、２１世紀懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上